上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第六十四条を削る。

附則第六十四条の二中「前二条」を「前条」に、「まで、」を「まで又は」に改め、「又は第六十四条」を削り、同条を附則第六十四条の二とする。

附則第六十四条の三中「又は第六十四条」を削り、「まで、」を「まで又は」に改め、同条を附則第六十四条の三とする。

附則第六十五条第一項中「及び第六十四条」を削り、「令和三年法律第七号」の下に「。以下この項において「地方税法等改正法」という。」を加え、「同法」を「地方税法等改正法」に改め、「附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条」を加える。

附則第七十三条中「及び第六十四条」を削り、「）附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「五年旧地方税法」という。）附則第六十四条」を、「旧地方税法附則第六十四条」の下に「及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた五年旧地方税法附則第六十四条」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第三条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四十一第一項第二号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

附則第九条第二十二項中「一般送配電事業者が、」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第十一項及び第三十八条中「第七十二条の二十九の規定による申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を加える。

第五条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第二十条の五の二第二項の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に、「第三百二十一条の八第五十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に、「第五十三条第六十九項」を「第五十三条第七十七項」に、「第三百二十一条の八第六十六項」を「第三百二十一条の八第七十四項」に改め、同法第二十四条第六項の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項の項の改正規定中「第五十三条第五十一号」を「第六十四項第一号」に改め、同法第五十二条第二項第四号の改正規定中「次項」を「次項及び第三十九項」に、「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）中「第五十項」を「第五十八項」に改め、同条第六項各号の改正規定中「第四十五項第四号」を「第五十三項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を改め、同項を同条第七項とし、同条第六十二項を改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十八項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十六項を同条第六十五項とし、同条第五十五項を改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十四項を改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十三項を改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十二項を同条第六十一項とし、同条第五十一項を改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項を改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項を改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項を改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十四項を改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十三項を改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十二項を改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十一項を改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十項を改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十九項を改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十八項を改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十七項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十六項を改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十五項を改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十四項を改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十三項を改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十二項を改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十一項を改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十項を改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十九項を改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十八項を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十七項を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十六項を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項を改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十二項を改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十一項を改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十九項を改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項を改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項を改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項を改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項を改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十四項を改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十三項を改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項を改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項を改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項を改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項を改め、同項を同条第十八項とし、同条第八項を改め、同項を同条第十七項とし、同条第七項を改め、同項を同条第十六項とし、同条第六項を改め、同項を同条第十五項とし、同条第五項を改め、同項を同条第十四項とし、同条第四項を改め、同項を同条第十三項とし、同条第三項を改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項を改め、同項を同条第十一項とし、同条第七十一項を改め、同項を同条第十項とし、同条第六十九項とし、同条第六十八項を改め、同項を同条第九項とし、同条第六十七項とし、同条第六十六項を改め、同項を同条第八項とし、同条第六十五項とし、同条第六十四項を改め、同項を同条第七項とし、同条第六十三項とし、同条第六十二項を改め、同項を同条第六項とし、同条第六十一項とし、同条第六十項を改め、同項を同条第五項とし、同条第五十九項とし、同条第五十八項を改め、同項を同条第四項とし、同条第五十七項とし、同条第五十六項を改め、同項を同条第三項とし、同条第五十五項とし、同条第五十四項を改め、同項を同条第二項とし、同条第五十三項とし、同条第五十二項を改め、同項を同条第一項とし、同条第五十一項とし、同条第五十項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項を改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項を改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項を改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十四項を改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十三項を改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十二項を改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十一項を改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十項を改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十九項を改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十八項を改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十七項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十六項を改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十五項を改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十四項を改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十三項を改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十二項を改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十一項を改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十項を改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十九項を改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十八項を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十七項を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十六項を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項を改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十二項を改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十一項を改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十九項を改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項を改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項を改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項を改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項を改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十四項を改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十三項を改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項を改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項を改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項を改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項を改め、同項を同条第十八項とし、同条第八項を改め、同項を同条第十七項とし、同条第七項を改め、同項を同条第十六項とし、同条第六項を改め、同項を同条第十五項とし、同条第五項を改め、同項を同条第十四項とし、同条第四項を改め、同項を同条第十三項とし、同条第三項を改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項を改め、同項を同条第十一項とし、同条第七十一項を改め、同項を同条第十項とし、同条第六十九項とし、同条第六十八項を改め、同項を同条第九項とし、同条第六十七項とし、同条第六十六項を改め、同項を同条第八項とし、同条第六十五項とし、同条第六十四項を改め、同項を同条第七項とし、同条第六十三項とし、同条第六十二項を改め、同項を同条第六項とし、同条第六十一項とし、同条第六十項を改め、同項を同条第五項とし、同条第五十九項とし、同条第五十八項を改め、同項を同条第四項とし、同条第五十七項とし、同条第五十六項を改め、同項を同条第三項とし、同条第五十五項とし、同条第五十四項を改め、同項を同条第二項とし、同条第五十三項とし、同条第五十二項を改め、同項を同条第一項とし、同条第五十一項とし、同条第五十項を改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項を改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項を改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項を改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項を改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十四項を改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十三項を改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十二項を改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十一項を改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十項を改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十九項を改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十八項を改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十七項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十六項を改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十五項を改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十四項を改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十三項を改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十二項を改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十一項を改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十項を改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十九項を改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十八項を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十七項を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十六項を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項を改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十二項を改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十一項を改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十九項を改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項を改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項を改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項を改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に一項を加える改正規定を次のように改める。

第五十三条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「）が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損調整額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定により」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみ